

青葉台小学校区小域福祉ネットワーク規約

(名称)

第1条 この組織は、「青葉台小学校区小域福祉ネットワーク」(以下、「ネットワーク」という。)と称する。

(所在地)

第2条 このネットワークを次の所在地に置く。
千葉県市原市青葉台1丁目12の14

(目的)

第3条 このネットワークは、市原市地域福祉計画および市原市地域福祉活動計画に基づき、青葉台小学校区に住む住民一人ひとりの主体的参画を得て、「支え合い・助け合い」の仕組みをつくり、誰もが地域での暮らし易さを確保するとともに、安心・安全に生活できる地域社会づくりを目的とする。

(活動事項)

第4条 このネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

- (1) 「青葉台ふれあいサロン」を拠点とする、誰もが立ち寄って楽しいひと時を過ごせる「居場所づくり」を推進する。
- (2) 地域で継続して実施されている「支え合い・助け合い」の仕組みづくりに繋がる活動や、まだ取り組めていないことを把握し、優先的に取り組む必要がある課題を第6条に定める運営委員会で協議、決定し、取り組む。
- (3) 青葉台小学校における稲作体験学習の支援やビオトープ・花壇の手入れなど、校内の環境整備支援活動を、「青小フラワー会」と名付けて取り組む。
- (4) その他、このネットワークの目的達成に必要な事項を行う。

(構成)

第5条 このネットワークは、青葉台小学校区内で居住もしくは活動する者をもって構成する。

(運営委員会)

第6条 このネットワークに運営委員会を設置し、青葉台小学校区内の下記の者で組織する。

- (1) 青葉台町会協議会・会長
- (2) 青葉台町会協議会・専務理事
- (3) 青葉台さわやかネットワーク・理事長
- (4) 青葉睦会・会長
- (5) 青葉台緑会・会長
- (6) 民生委員・児童委員(1～8丁目・ダイアパレス)
- (7) 第7条に定めるNW代表
- (8) 各部会代表
- (9) その他、このネットワークの趣旨に賛同する者で、第7条に定める会長が認めた者

2 運営委員会は、次の事項を検討する。

- (1) ネットワークの活動方針・方策に関すること

- (2) ネットワークの活動を広報すること
- (3) ネットワークの規約の改正または廃止に関すること
- (4) その他、ネットワークの活動に関し必要な事項

(役員)

第7条 このネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) NW代表 1 名
- (3) 副会長 2 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 会計監査 1 名
- (6) 事務局 2 名

(役員を選任)

第8条 町会協議会・会長に会長就任を要請する。

- 2 その他の役員は、運営委員の互選とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長の仕事は次のとおりとする。
 - (1) ネットワークを代表し、本規約に基づく活動事項を掌理する。
- 3 NW代表は、会長の指示があるときは、次の職務を代理する。
 - (1) 外部組織からの要請に基づいて外部組織の活動に参画する。
- 4 副会長は、会長およびNW代表を補佐し、運営委員会を招集してその議長となる。
- 5 会計は、ネットワークの会計を担当する。
- 6 会計監査の仕事は次のとおりとする。
 - (1) ネットワークの財産の状況を監査する。
 - (2) 前号の規定による監査の結果、ネットワークの財産に関し不正の行為または法令に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを運営委員会に報告する。
- 7 事務局は、会議の内容を取りまとめ会議録を作成・配信する。
併せて、ネットワークの事務を担当する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項については、運営委員会の意見を聞いて、会長が別に定める。

(設立年月日)

第12条 ネットワークの設立年月日は、2010年8月1日とする。

附 則

1. 制定・改定

本規約の制定・改定は、運営委員会の承認を得て、会長が行う。

2. 施行

本規約は、2010年8月1日から施行する。

3. 改定履歴

制定： 2010年 8月 1日

改定： 2011年 9月11日

改定： 2013年 3月10日

改定： 2015年 3月15日

改定： 2016年12月11日

改定： 2018年 3月11日

改定： 2018年11月11日

改定： 2021年 3月25日

改定： 2026年 5月17日